

地盤品質判定士協議会 資格制度監理委員会 規則

2013年2月 4日 施行
2014年2月 3日 一部変更
2015年2月 2日 一部変更
2016年3月24日 一部変更
2017年3月17日 一部変更
2019年3月26日 一部変更
2020年3月16日 一部変更
2021年3月18日 一部変更
2022年5月25日 一部変更
2023年3月 8日 一部変更

地盤品質判定士協議会

第1章 総 則

(位置付け)

- 第1条 この地盤品質判定士協議会資格制度監理委員会規則(以下「規則」という)は、協議会及び検定試験を適切に運営するため、必要な組織と役割、基本事項等を規定する。規則は、資格制度監理委員会(以下「監理委員会」という)が作成して、理事会の承認を受けて施行する。
- 2 検定試験の具体的な内容については、別途、地盤品質判定士資格検定試験規程(以下、「規程」という)に規定する。規程は検定委員会が作成して、監理委員会の承認を受けて施行する。
- 3 運営方針は、変化する環境下で協議会及び検定試験を効果的かつ効率的に運営するため、定款、規則に定めていない重要項目について、原則として1年毎に監理委員会が定めて、理事会の承認を受けて施行する。
- 4 運営方針に基づいて定める検定試験の実施方針は、原則として1年毎に検定委員会が定めて、監理委員会の承認を受けて施行する。

第2章 監理委員会と検定委員会の役割と組織

(資格制度監理委員会の役割)

- 第2条 資格制度監理委員会(以下「監理委員会」という)は、理事会が定めた定款、運営方針、規則に基づき、地盤品質判定士資格検定試験(以下「検定試験」という)事業全般の運営・監理を行い、検定試験を適正かつ円滑に実施し、並びに資格活用を推進する責務を負う。
- 2 監理委員会は、次の各号の事項を行う。
- (1) 直接的に検定試験に関わる職務を進めるため、検定委員会と試験分科会を設置
 - (2) 検定委員会に対して、運営方針の提示と試験の実施の指示
 - (3) 検定委員会の活動が定款、運営方針、規則、規程に従って実施されていることの確認、及び必要があれば、検定委員会に対して実施内容の改善の指示
 - (4) 検定委員会が作成した検定試験の合格者名簿案の審議、検定試験の合格者の決定、理事会への報告
 - (5) 地盤品質判定士等の資格の活用を推進するための活動

(監理委員会の組織)

- 第3条 監理委員長は、理事会の審議を経て会長が委任する。
- 2 監理委員の定数は15名程度とする。

(事務局の役割と組織)

- 第4条 事務局は、理事会の下、監理委員会が行う事業の運営事務を担当する。
- 2 事務局長は、運営事務を補佐する事務局員を若干名置く。
 - 3 事務局の下に、事務局長は、必要に応じて運営幹事を指名することができる。
 - 4 事務局の下に、事務局長は、試験会場ごとに試験事務局長、試験会場運営委員、主任試験監督員、試験監督員および必要に応じて試験事務局員を指名することができる。

(検定委員会の役割)

- 第5条 検定委員会は、監理委員会の下で、検定試験に直接関わる職務を遂行する。
- 2 検定委員会は、次の各号の事項を行う。
 - (1) 監理委員会から示された運営方針に従って試験の実施
 - (2) 検定試験の実施方針の検討と策定
 - (3) 検定委員会の活動が定款、運営方針、規則、規程に従って実施されていることの確認、及び必要があれば、検定委員会自身の活動内容の改善と、試験分科会に対して改善の指示
 - (4) 前号に関連して、監理委員会の指導を受けた場合には、検定委員会及び試験分科会の活動の改善の速やかな実施
 - (5) 検定試験の合格者名簿案等の作成と、監理委員会への提出

(検定委員会の組織)

- 第6条 検定委員長は、監理委員会の審議を経て監理委員長が指名する。
- 2 検定委員長は、監理委員長の求めに応じて監理委員会に出席する。
 - 3 検定委員長に事故あるときは、副委員長が代理する。
 - 4 検定委員は、監理委員会の承認を得て、会長が委嘱する。
 - 5 検定委員の定数は12名程度とする。

(試験分科会の役割)

- 第7条 試験分科会は、試験問題の各区分に対応して、検定委員会が設置する。
- 2 試験分科会長は、監理委員会の承認を経て、検定委員長が検定委員から指名する。
 - 3 試験分科会長は、検定委員会の委員を兼務する。
 - 4 試験分科会の委員を、試験委員と呼ぶ。
 - 5 検定委員長は、必要に応じて、検定委員会の承認を受けて、新たな試験分科会を設置することができる。

(試験分科会の組織)

- 第8条 試験委員は、試験分科会長の推薦を受けて、検定委員会の承認を得て、検定委員長が選任する。
- 2 試験分科会長に事故あるときは、試験委員から予め互選された者が代理する。
- 3 試験委員の定数は、各5名程度とする。

第3章 監理委員、検定委員、試験委員の職務

(監理委員の職務)

- 第9条 監理委員は、監理委員長の下で、理事会で承認された運営方針及び地盤品質判定士協議会資格制度監理委員会規則に従って、検定試験の事業並びに資格の活用の運営・監理に関わる職務を遂行する。
- 2 監理委員は、次の各号の事項を行なう。
- (1) 規則に変更の必要性が生じた場合には変更案を作成して理事会に諮る。
- (2) 協議会及び検定試験を効果的かつ効率的に運営するため、定款、規則に定めていない重要項目を、運営方針としてまとめ、理事会に諮る。
- (3) 検定委員会が作成した検定試験問題案の妥当性を確認する。
- (4) 検定委員会が作成した合格者名簿案と合格最低率案の妥当性を確認する。
- (5) アドバイザーを選任して理事会に推薦する。
- (6) アドバイザーに対して、協議会及び検定試験の運営・監理についての意見を求める要請を行う。
- (7) その他、協議会に関して上記(1)～(6)以外に理事会から委任された事項

(検定委員の職務)

- 第10条 検定委員は、検定委員長の下で、検定試験に必要な職務を遂行する。
- 2 検定委員は、次の各号の事項を行なう。
- (1) 問題案の確認と調整
- (2) 検定試験の採点結果の確認
- (3) 合否ライン案の作成と監理委員会への提出
- (4) その他、検定試験に関して上記(1)～(3)以外に監理委員会から委任された事項

(分科会長の職務)

- 第11条 試験分科会長は、検定委員会の方針に基づいて、試験分科会を運営・管理する。
- 2 試験分科会長は、試験分科会が取りまとめた検定試験の採点結果を、検定委員

会に報告する。

(試験委員の職務)

第12条 試験委員は、当該の試験分科会長、事務局長、検定委員長の下で、検定委員会で定められた検定試験に関する職務を遂行する。

- 2 試験委員は、次の各号の事項を行なう。
 - (1) 検定試験の実施方針に沿った検定試験問題（案）の作成
 - (2) 二次試験の記述式答案の採点
 - (3) 二次試験で面接試験を実施する場合、面接試験官の業務
 - (4) その他、検定委員会から上記(1)～(3)以外に委任された事項

(監理委員、検定委員、試験委員、運営幹事の要件)

第13条 監理委員、検定委員、試験委員、運営幹事は、地盤の品質判定に関する技術に精通した者であることを要す。

(監理委員、検定委員、試験委員、運営幹事の任期)

第14条 監理委員、検定委員、試験委員、運営幹事の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 監理委員、検定委員、試験委員、運営幹事は、再任を妨げない。
- 3 監理委員、検定委員、試験委員、運営幹事は、後任の委員が決定するまで、その職務を行なう。

(監理委員、検定委員、試験委員、運営幹事の責務)

第15条 監理委員、検定委員、試験委員、運営幹事は、試験の公平性を維持するため、並びに受験者の個人情報を保護するために、検定試験に関する一切の事項について、守秘の義務を負う。

- 2 監理委員、検定委員、試験委員、運営幹事は、その職務にある期間と、その後3年は、検定試験を受験することができない。
- 3 監理委員、検定委員、試験委員、運営幹事は、その職務にある期間は、公平性を維持するために、規程に示す検定試験に直接的に関係する講習会の講師を務めてはならない。

(監理委員、検定委員、試験委員、運営幹事の解任)

第16条 監理委員、検定委員、試験委員、運営幹事が次の各号の一に該当するとき、協議会会長はその委員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のために職務の執行が困難と認められるとき

- (2) 前条に反する行為が認められるとき
- (3) その他、委員たるに適しないと認められるとき

(会議及び議決)

第17条 検定委員会の会議は検定委員長が、試験分科会の会議は試験分科会長が、招集する。

- 2 会議は、検定委員、試験委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 議案は、出席者の過半数をもって採決する。賛否同数のときは、検定委員長、試験分科会長が決する。

第4章 検定試験の基本事項

(検定試験の意義)

第18条 協議会は、受験者が地盤品質を判定できる十分な知識、経験、技術力を有していることを判断するために、検定試験を行う。

- 2 協議会は、地盤品質判定士等の検定試験に合格した者には、合格証を交付するとともに、合格者の申請に基づいて登録を行う。

(検定試験の執行)

第19条 検定試験は、原則として毎年1回行う。

- 2 検定試験を適正かつ円滑に実施できるよう、協議会の各組織は、定款、運営方針、規則、規程に従って、協力して担当する職務を執行する責任を負う。
- 3 付図1に地盤品質判定士の資格検定試験の流れを示す。

(受験手続)

第20条 検定試験の受験を希望する者は、所定の様式による受験願書を、検定料を添えて、会長に提出する。

(受験要件)

第21条 検定試験の受験者は、規程に示す受験要件を満たしていることを要す。
ただし、本規則第36条(資格の喪失)に該当する者は、規程で定める期間、一次試験、二次試験のいずれも受験することができない。

(試験の免除)

第22条 地盤品質判定士補に対して与える一次試験の免除、本規則の第37条に定める

論文試験による代替以外は、試験の免除を行わない。

(書類審査)

第 23 条 検定試験の受験希望者から提出された受験願書及びその付属書類を審査して、規程に定める受験要件を満たしていることを確認し、所要の受験票等を発行・交付する。

(検定試験の構成)

第 24 条 検定試験は、一次試験及び二次試験で構成する。

(検定試験の時期及び会場)

第 25 条 一次試験及び二次試験は、原則として、9月または10月の日曜日または土曜日に実施する。試験の会場は、札幌、仙台、新潟、東京、名古屋、大阪、広島、松山、福岡から、監理委員会が選択して理事会の承認を得て実施する。

2 試験時間は、原則として、次のとおりとする。

- (1) 一次試験：10時00分～12時00分
- (2) 二次試験：13時30分～16時30分

3 二次試験として面接を行う場合は、理事会の承認を得て、別途、監理委員会が時期、会場を選定する。

(出題の基本方針)

第 26 条 一次試験〔多肢択一式〕では、地盤品質を適正に評価し、かつ品質を適正に判定できる基礎的な知識とその応用力を有することを確認する。

2 二次試験（実技試験〔記述式、ないし、面接〕）では、地盤品質を適正に評価し、かつ適正に判定できる十分な経験と技術力を有することを確認する。

(試験問題の区分)

第 27 条 一次試験の内容は、原則として、次の各号の区分に関する基礎的な知識とその応用力を問うものとする。

- (1) 技術者倫理
- (2) 宅地の造成、土砂災害に係る法制度
- (3) 地質・地形・地盤の調査、土砂災害
- (4) 住宅等（小規模建築物）の基礎
- (5) 地盤の液状化
- (6) 盛土・切土と擁壁の安定性

(7) 地盤改良

2 二次試験の内容は、原則として、次の各号の区分に関する地盤品質を適正に判定できる十分な経験と技術力を問うものとする。

- (1) 地盤の液状化
- (2) 基礎の支持力と沈下
- (3) 盛土・切土と擁壁の安定性

(試験問題の決定)

第28条 検定委員会は、本規則第5条に定める実施方針に基づき、試験委員会が作成した試験問題（案）を審議して、試験問題を決定する。

(地盤品質判定士合格者の決定)

第29条 監理委員会は、検定委員会が作成した合格者名簿案を基に審議して、合格者を決定する。

2 合格者には、会長名で発行される合格証を交付する。

(試験の実施方針等の検討)

第30条 検定委員会は、検定試験実施後に、①受験者数、②正答率、③記述式問題の答案内容、④一次試験及び二次試験の合格者数等の情報を分析し、試験実施方針や試験問題作成等の課題を明らかにして、次年度以降の検定試験の実施方針に反映させる。

第5章 登録及び登録更新

(登録の対象)

第31条 登録の対象とする資格は、次の2つとする。

- (1) 地盤品質判定士
- (2) 地盤品質判定士補

(登録までの期間)

第32条 地盤品質判定士等の登録申請の期間及びその期限を超過したときの措置は、規程による。

(地盤品質判定士等の登録)

第33条 合格者が登録を申請するときは、規程に定める様式に従って必要事項を記入し

た地盤品質判定士等の登録申請書を、規程に定める期間内に所定の登録料を添えて、会長へ提出する。

- 2 会長は、地盤品質判定士等の登録をしたときは、申請者に地盤品質判定士登録証（以下「登録証」という）を交付する。
- 3 地盤品質判定士等の登録簿は、事務局に備える。

（知識・技術力の維持）

第34条 会長は、地盤品質判定士等に対し、知識及び技術力の維持向上を図るため規程に定める継続教育を求めるものとする。

- 2 地盤品質判定士等は、登録の日から登録更新の申請日までに、規程に定める継続教育を自ら実施しなければならない。

（登録更新）

第35条 登録証の有効期限は、検定試験の合格年度もしくは更新申請年度から5年後の年度末日とする。

- 2 地盤品質判定士等は、登録の更新を希望するときは、規程に定める期間内に、必要事項を記入した登録更新申請書を、継続教育の記録と登録更新料を添えて会長へ申請する。
- 3 地盤品質判定士等が継続教育を履修しない場合、または、そのC P Dポイントが規程に定めるポイント数に満たない場合、会長は、その者の登録更新を拒否することができる。
- 4 C P Dポイントが規程に満たない地盤品質判定士等は、不足するC P Dポイントに応じて、規程に定める更新講習会等を受けることによって、登録更新することができる。

（資格の喪失と登録の取消し）

第36条 地盤品質判定士等の登録を受けた者が次の二に該当する場合、会長は理事会の審議を経て、その資格を喪失させ登録を取消すことができる。

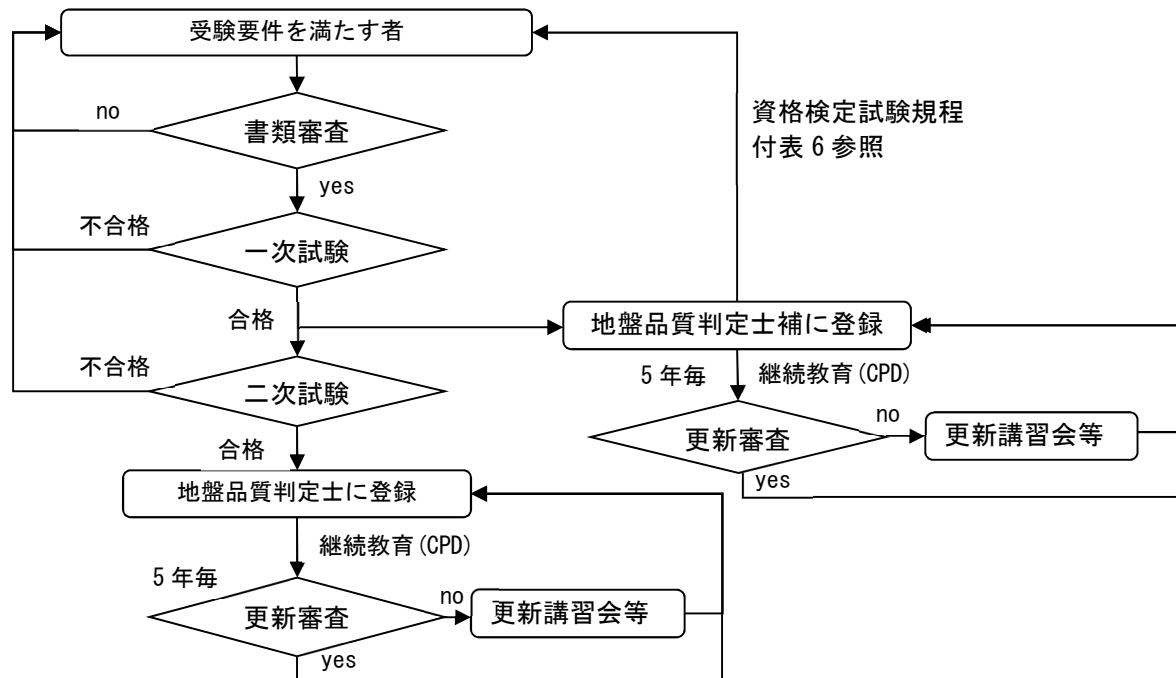
- (1) 地盤品質判定士等が虚偽または不正の事実に基づいて、登録を受けた場合
 - (2) 地盤品質判定士等の信用を傷つけ、または協議会の不名誉となる行為をした場合
- 2 資格を喪失し登録を取り消された者に対する措置は、本規則第21条（受験要件）及び規程に定める。

第6章 監理委員, 検定委員, 試験委員, 運営幹事及びアドバイザーに関する特例措置

(対象者)

第37条 監理委員, 検定委員, 試験委員, 運営幹事及びアドバイザーとして合算して3期以上検定試験, またはその運営に携わり, その後3年以内に, 地盤品質判定士として登録を希望する者は, 本条3項に定める特例措置を受けることができる。

- 2 対象者が特別措置を希望するときは, 規程に定める手続きを行う。
- 3 本条1, 2項を満たす者は, 一次, 二次試験の代替として, 規程に定める論文試験を受けることができる。



付図1 地盤品質判定士の資格検定試験の流れ

付 則

付則1 この規則は、2013年2月4日から施行する。

付則2 用語の定義

規則及び規程で用いる用語を、次のとおり定める。

地盤品質判定士：地盤の評価（品質の判定）に必要となる基礎的な知識とその応用力を有し、更に地盤品質を適正に判定できる十分な経験と技術力を備え、検定試験の一次試験及び二次試験に合格し、かつ、地盤品質判定士として登録した者をいう。

地盤品質判定士補：地盤の評価（品質の判定）に必要となる基礎的な知識とその応用力を有し、検定試験のうち、一次試験に合格し、かつ、地盤品質判定士補として登録した者をいう。地盤品質判定士補に登録した翌年度以降の検定試験では、二次試験を直接受験することができる。

地盤品質判定協議会（略称；協議会）：検定試験の事業を行うために参加団体で構成される団体をいう。

理事会：協議会の組織で最高意思決定議決機関をいう。参加する団体の代表から構成され、理事会の議長は協議会の会長が行う。理事会の下に、資格制度監理委員会と地盤品質判定士会および事務局を置く。

資格制度監理委員会（略称；監理委員会）：理事会の下に設置された組織をいう。参加する団体の代表から指名され、理事会で承認された委員で構成され、検定試験の運営方針を検討して、理事会に上申する。定款・規則及び理事会で承認された運営方針に従って、検定試験の事業並びに資格の活用について運営・監理する。監理委員長は、理事会の審議を経て会長が委任する。監理委員会の下に、検定委員会を置き、運営方針に従って検定試験の実施に当たらせる。

検定委員会：監理委員会の下に設置された組織をいう。運営方針と規則及び規程に基づいて、検定試験を実施する。検定委員は、監理委員会の承認を得て、会長が委嘱する。検定委員長は、監理委員長が監理委員会の審議を経て検定委員の中から指名する。検定委員会の下に、試験分科会を置き、検定試験に直接関係する職務に当たらせる。

試験分科会：検定委員会の下に設置された組織をいう。検定委員会より委任された検定試験に直接関係する事項（一次試験及び二次試験の問題の作成、採点等）を実施する。実施するに当たっては、定款、規則、規程、及び運営方針と実施方針に従う。分科会長は、監理委員会の承認を経て、検定委員長が検定委員の中から指名する。試験委員は、分科会長の推薦を受けて、検定委員会の承認を得て、検定委員長が選任する。

地盤品質判定士会：地盤品質判定士登録者によって組織し、会員の技術の研鑽とモラルの向上、ならびに社会への啓発について活動する。監理委員会と協力するとともに、独立採算で運営する。

事務局：定款・規則・規程及び運営方針に従って、協議会が実施する事業の運営事務を担当する組織をいう。事務局長は会長が任命する。事務局の所在地は、会長が代表を務める参加団体事務局と同じくする。

検定試験：受験する技術者が、地盤品質を判定できる十分な経験、知識、技術力を有して、地盤品質判定士等の資格に相応しいことを検定するために、協議会が実施する試験をいう。

書類審査：検定試験の受験申込者が、規程に定める資格と経験を有していることを確認することをいう。書類審査を経た受験者に所要の受験票等を発行する。

一次試験：検定試験のうち、地盤品質の判定に関する基礎的知識及びその応用力を問う多肢択一式試験をいう。一次試験合格者は、地盤品質判定士補として、登録することができる。

二次試験：検定試験のうち、地盤品質判定士として必要な技術力を問う実技試験をいう。記述式の筆記試験・面接試験の一方または両方を行う。

地盤品質判定士協議会資格制度監理委員会規則（略称；規則）：協議会及び検定試験の運営・監理を適正かつ円滑に実施することを目的に定められた規則をいう。監理委員会が作成して、理事会の承認を得て、施行する。

地盤品質判定士資格検定試験規程（略称；規程）：検定試験の事業を適正かつ円滑に実施することを目的に、規則に規定する項目をより具体的に提示する規程をいう。検定委員会が作成して、監理委員会の承認を得て、施行する。

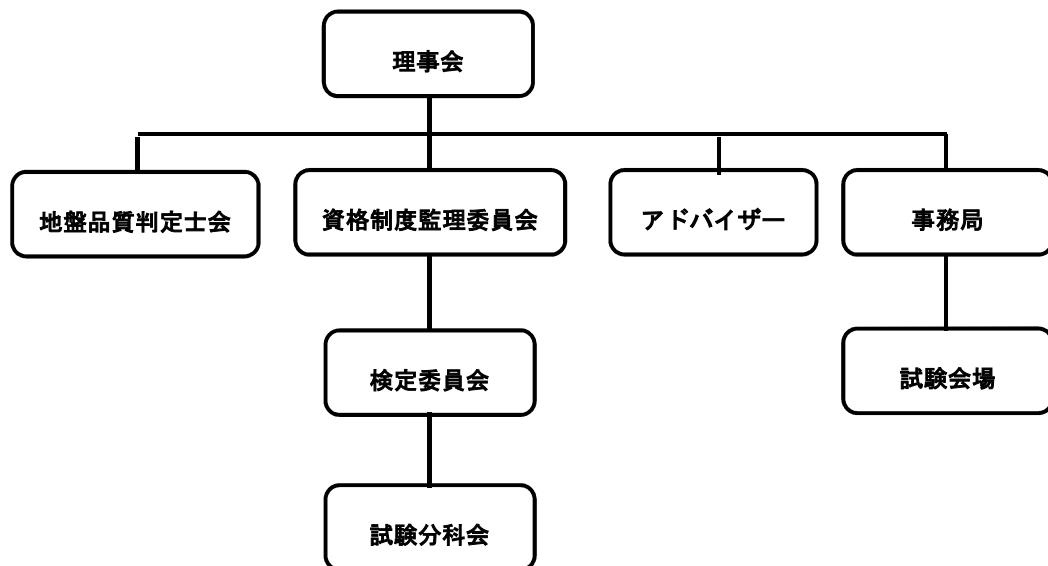
運営方針：変化する環境下で協議会及び検定試験を効果的かつ効率的に運営するため、定款、規則に定めていない重要な項目をいう。原則として1年毎に監理委員会が定めて、理事会の承認を受けて施行する。

実施方針：運営方針に基づいて検定試験を適正かつ効率的に実施するため、原則として1年毎に検定委員会が定めて、監理委員会の承認を受けて施行する。

検定試験講習会：受験資格を得るために受講する講習会をいう。検定試験の受験には、規程に示す資格を有していることを原則とするが、規程に定め、本協議会が実施する地盤品質判定士の検定試験講習会を受講、修了することで受験することが可能となる。

継続教育：地盤品質判定士等が登録更新するために継続的に自ら実施する教育をいう。更新に必要なCPDポイント（以降、CPDと略記）等について規程に定める。

更新講習会：地盤品質判定士等が登録を更新する際に規程のCPDに満たない場合に受講する講習会をいう。登録期間中に規程に示す継続教育を実施できていない場合、規程に定め、本協議会が実施する地盤品質判定士の更新講習会を受講、修了することで規程のCPDが確保できた場合に更新することが可能となる。詳細は規程に定める。



付図-2 地盤品質判定士協議会の組織

以上